



年金に関するお知らせ

○年金の届出を忘れていませんか？

国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。
なお、国民年金は以下の3つの種別からなり、仕事を退職した場合などに届出が必要となります。

第1号被保険者 … 農業・自営業者およびその配偶者、学生等の方

第2号被保険者 … 被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合等）に加入されている方

第3号被保険者 … 第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入要件有）

○このようなときは、必ず届出をしてください。

	事由	種別の変更	届出先
年金加入者	20歳になったとき（被用者年金制度の被保険者等は除く）	1号	余市町役場
	会社を退職したとき（扶養されている配偶者）	2号→1号 (3号→1号)	
	収入増により、配偶者の扶養から外れたとき	3号→1号	
	海外からの転入により、日本国内に住所を有するようになったとき	1号	
	結婚し、会社員である配偶者の扶養となったとき	1号または2号→3号	配偶者の勤め先
	配偶者の勤め先が変わったとき	3号→3号	配偶者の新たな勤め先

○年金を受け取っている方についても、このような場合には届出が必要になります。

	事由	必要なもの	届出先
受給者	年金の受取口座を変えるとき	・年金証書 ・受取を希望する口座の預金通帳	余市町役場

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、令和4年度分（～令和5年6月分）までの国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っています。詳細につきましては以下の連絡先まで問合せ願います。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-33-5026



児童手当の現況届の提出は原則不要

「児童手当の現況届」は、年に1回、児童手当を受給しているすべての方に提出いただいていたのですが、令和4年度から原則提出不要となっています。（公務員の方は職場に問合せください。）

ただし、以下に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要となります。

1. 離婚協議中で配偶者と別居中の方
2. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
3. 支給要件児童の住民票がない方
4. 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
5. その他、町から現況届の提出の案内があった方

現況届の提出が必要な方には、必要書類を送付しますので、期限まで（6月中）に提出してください。提出がない場合は、6月分以降の児童手当（10月期支給分）の支給時期が遅れる可能性がありますので、対象の方は忘れずに提出してください。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進係 ☎21-2122